

収入金額に占める割合、ほぼ四分の三でございます。

それから、支店の状況どうかということでおざいますけれども、今申し上げましたように、外国証券会社、これ四十社現段階であるわけですけれども、日本に有する支店数、これは四十支店でございまして、それから海外に有する支店、これは百三十五支店でございます。したがって、日本と諸外国を合計しますと百七十五支店でございますので、それが日本におけるウエートとしては、約二割強ぐらいが日本にある支店ということでございます。

○篠瀬進君 次に、今度の会社法案によりまして九百七十九条一項という、九百七十九条二項の方です、八百二十一條一項の規定に違反して取引をしたいわゆる擬似外国会社については継続取引はできないと、こういうふうな規定を置いたわけですが、それに対して違反をして取引をした者も前項と同様ということでございますので、会社設立の登録免許税の額に相当する過料の処分を受けると、こういうふうなことになつておるわけでございます。

そういうことで、金融庁の方でもしお分かりいただければ、これらの外国証券会社の設立の際の登録免許税がどの程度の金額になるのか等についての御説明をいただければ有り難いんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木勝康君) 済みません、委員お尋ねの件でございますが、その件につきましては我々把握しておりません。数字を承知しておりますので、御理解願いたいと思います。御存じですか。当然。これはどうですか。

○篠瀬進君 登録免許税についての一般的な決めは御存じですか。

○政府参考人(鈴木勝康君) これ、税務当局が御答弁されることだと思うんですが、一般的な私識としましては、資本金の千分のたしか七ぐらいじゃないかと思つております。恐縮でございます。

が。

いらっしゃいますけれどもね。大体、外国証券会社として日本に出てくるわけですから、大きいところも小さいところもあるだろうと思いますけれども、大きいところはかなりの資本金額、それの千分の七という、〇・七%ですから、これはもう相当巨額ですよ。これが科されるかどうかといふうことでの先ほどの火種といいますか、懸念があるので、この部分は立法者としても相当御検討はしただらうと思いますので、これ法務省、局長でいいです。

○政府参考人(寺田逸郎君) おつしやるとおり、この規定は、今回八百二十一條の一項で継続的に取引をしてはならないという新たな行為規範を設けまして、それに対する違反の制裁として設けたものであります。実際の額は、今金融庁の方からも御答弁なさいましたけれども、株式会社であれば資本金の千分の七ということになるわけであります。

が。

○篠瀬進君 ちなみに、合同会社の場合も率そのものは同じでございますが、最低は十五万円、合同会社の場合は最低が六万円というふうなことであるうと承知しております。

○政府参考人(鈴木勝康君) 大変恐縮でございますが、現在、手元に資料ございませんんで、外國証券会社の資本金の額については大体の把握はなさつておるだろうと思いますんで。

○政府参考人(鈴木勝康君) まだ恐縮でございますが、現在、手元に資料ございませんんで、外國証券会社の資本金の額については大体の把握はなさつておるだろうと思いますんで。

が。

○政府参考人(寺田逸郎君) 特定のジャンルの会社の資本金というのは私ども承知しておりません。だから、資本金の〇・七%という形になりますとかなりの金額になるんですよね、これ、うなづいております。

○政府参考人(寺田逸郎君) これ、税務当局が御答弁されることだと思うんですが、一般的な私識としましては、資本金の千分のたしか七ぐらいじゃないかと思つております。恐縮でございます。

が。

○篠瀬進君 これ、相当巨額な過料を科されることがなるんじゃないのという、そういう指摘は質問の打合せの際に私、しておきましたので本当は答えさせていただきたいんですけども、これは民事縮でございます、どうも済みません。

○政府参考人(寺田逸郎君) 特定のジャンルの会社の資本金というのは私ども承知しておりません。だから、資本金の〇・七%という形になりますとかなりの金額になるんですよね、これ、うなづいております。

が。

書いてあるわけでござりますけれども、外国証券業者が国内の支店において証券業を営むことがで
きる道を開き、その営業活動に適正な規制を加え
ることにより、資本市場の健全な発展及び投資者
の保護に資することと目的としてその
法律が制定されたところでございます。

この法律の制定の際には、確かに議事録等には明確に商法四百八十二条との応答はないということであるかと思いますけれども、当然、進出してくる際には外国証券会社は商法四百八十二条を含む日本の法律に従うことが前提という上での立法過程になつておりますので、そこについての整合性は図られていたというふうに思つてゐるところでござります。

○築瀬進君 時間がありませんので、この三番の略をさせていただきまして、一番ポイントになるのは、いわゆるこの八百二十二条というそういう条文を作りました。ところが、その中に、取引を継続することができないという現行商法にない新しい行為規範を設けたと。それもあるんですねども、言うならば、「日本において事業を行うことを主たる目的とする」という、この「主たる目的とする」というこの解釈になつてくるわけですよ。

先ほど金融庁からお話をあつたように、もう現在の日本の証券市場ではいわゆる外国証券会社の皆さんですが、売買高で四〇%、それから件数で三〇%以上でしたか、非常にそういう意味で大変な重い存在を持つてゐるわけでありますけれども、その内外の総収入比較のレベルでいってみますと、日本が七五%、四分の三で海外が四分の一と、こういう状況ですよ。正にこの「主たる目的」という、「日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社」と、この「主たる目的」というふれに当然該当をするのかなどといふ、そういう點上の疑念を呼んでもこれはやむを得ないような条文を作つちゃつたんですね。

本委員会の六月九日の会議録、これはお隣の木庭

○築瀬進君 今、御答弁の中にもいろいろと問題

しまう立法をするんですよ。こんなことで、

「基本的にはこの日本における事業がその外国会社の存立に必要不可欠であるということを前提に設立された外国会社である」と、また、「実際には、普通の言葉で表現いたしますと、専ら日本に

の部分があると思います。
確かに、注釈会社法というようなものがあります
して、商法のコンメンタルとして大変権威のあるものでございまして、その旧版が四百八十二条についてこういうふうな、これは岡本さんと

立法者としていいんだろうかと、これをすこしあ及を我が会派の皆さんもしてきたんだと。

今日お配りをいたしてありますこの「擬似外国会社について」というペーパーがございます。生ほど理事会で出典が明らかになつていないと、

おいて事業を行うことを目的として設立した「外国会社」と、こういうふうに、「主たる目的」を更に制限的に解釈をするような、そういう御答弁をしているんだけれども、だけれども、総収入の七五%が日本だというのは、正に外国会社の存立にとつて日本での営業活動が必要不可欠であると、こういう条件にどんびしやり当たつちやうんですね。これを当たらないというふう

「本条の趣旨」、昔の、この会社法の前の四百八十二条の趣旨として、我が国法律の適用を避くるがため故意に外国においてこの種の会社の設立を生ずべきこと必然なりとして詐欺的設立による擬うに言つております。

でありますから、大臣の御答弁というようなも

ことが問題になつたというふうに御指摘いたしましたけれども、実はこの擬似例外国会社といつたまでは、私どもの民主党の中で政策の部門会議があつたのです。そこで法務省の担当官が出されたペーパーなんです。これを認めになつていただけますか、まず出典を明らかにするという意味で。これは民事局長で結構です。イエスかノーかで結構です。

○國務大臣(南野知恵子君) 日本におきまして事業を行うことを主たる目的とする、こういうことは、日本における事業規模の方が外国における事業規模よりも大きいと、単なる比較的な意味ではなく、その中には脱法的なものを許さないといふ法の趣旨を考慮をいたしますと、日本における事業がその会社の存立、それとともに核心であり必要不可欠なものとされているというふうな意味で取ることができます。

のも、いわゆる説教的認立による本当に悪い目的で法人制度を悪用しよう、こういうふうなことについてのしつかりとした我が国としての法制制度上の対応をしておこうと、こういう趣旨であることは間違いないと思います。それは私も認めます。

ただ、日本語としてはおかしいけれどもとおっしゃられた。私は、法律というのはどこの国の言葉なんですか。これ日本語で書いて、まずは日本人に読んでいただきて、そして、だれが読んで同じように、また色々たる時代の状況によつて

○政府参考人(寺田逸郎君)　おつしやるとおり、民主党の部門会議で私どもから提出させていたたいたものだらうと思います。

○築瀬進君　これをこちらになつていただきたいんですけれども、第五項なんですね。こういふうに書いてある。「そこで、法務省としては参議院の審議等を通じて、会社法案八百二十一条の」、今申し上げた部分、「日本において事業を行ふことを主たる目的とする外国会社」の解釈を明らかにすることにより」ということで、その意味を明らかにする中身が書いてあるんです。二二

専らと主たるということの意義の違いについても、先生の御指摘のとおり、主たると専らとは本来の日本語としての意味は同じではないというふうに思います。しかし、もつとも、例えば外国会社が日本における事業を行わなくとも、外国で事業を行うことにより、これは十分存続することができるような場合には、日本において事業を行うことを主たる目的としていると言うことは、これはできないわけでございますので、実際に外国でも事業を行つて、いる外国会社のほとんどは擬似外国会社には該当しないものと考えられますし、専ら日本において事業を行う目的である場合には、主たる目的に明らかに該当をするというふうに思います。

簡単に変わらないような一種の法的な安定性、そういう意味での明快性とか安定性とかというようなものを持つているのが法律の本質であるんですよ。

法とは言葉なんですよ。その言葉を区々たる解釈で、例えば主たるを専らにしましたとか、あるいは今申し上げたような法文には書かれていない歴史をたとえば初めて出てくるような詐欺的云々のそういうふうな話、そういうのはみんな法律の言葉の中には書いていないんですよ。

だから、これ、本委員会で議論になつたように、いつまでたっても司法リスク、裁判官のその言葉の解釈の中では変わり得るという、法的な不安な部分というか不安定な部分は残して

かぎ括弧で、「（もっぱら日本において事業をこなすことを目的として設立した外国会社」と解釈する）、これまで日本で問題なく活動してきた多くの外国会社が、「自分は擬似外国会社ではない」という主張をすることができるようになると、外国会社の不安を払拭する予定である。」と、こういうふうな文章が書いてある。

これは、私は法案を出そうとしているそういうこと法務省の文章としては、実は信じられないようですが、文章だと思うんですよ。もう最初から解釈を区に変えていかないと通用しないような法律でありますか。こういうようなものを立法としてほんりりんてきて、我々に審議をし、そして審議の中で

臣御自身も日本語として読んだときは問題あるかかもしれないが、そういうふうな、そういうものを立法として出してくるということ 자체すごく問題じゃないですか。しかも、法務省ですよ、法律のプロ、法律の総本山、そこがこんないい加減な法律出してきていいんですか。立法者と

○國務大臣(南野知恵子君) 今御提示いた。だきましたこの資料によりますと、日本で営業活動を実際に行つてゐる外国会社が会社法案八百二十一條について不安を覚えると願い出したことから、当省におきましてその不安を払拭するための対応策を明らかにしたものであります。

○築瀬進君　まあ、時間も本当に限られておりまして残念なんですけれども、一問一答的なやり取りもできませんので、最後に大臣に三点まとめて聞かせていただきたいと思います。端的にお答えください。三十一分までしか僕の時間ないです。

ということです。まず第一点。私どもは、この大変不安を呼び、もう当初から立法者が解釈に疑義を自分たちが持たれてもしょがないというようなことを自認しているようなこういう欠陥法律は削除すべきですよ。第一点、削除すべきであると思うが、どうか。

現在の商法の四百八十二条又は会社法案の新し方の八百二十一条、これは同じものでありますし、元のよりもっと緩和された中身になつていて、ということは先生も御案内のとおりでございますが、この資料の二の段落にも書いてありますとおり、当省は外国会社等からのヒヤリング等により、外国会社が現行の商法四百八十二条や会社法案八百二十二条に関して誤解していることが外国会社の不安の原因となつていて、これをうかがえましたので、これらの規定の解釈を明らかにすることにより外国会社の不安を払拭するのが妥当であると考えた、ここに一つの理由がござります。先生は、会社法案八百二十二条の解釈をしますよりも条文の文言を修正すべきであるとの御指摘をされましたけれども、外国会社が擬似外国会社に該当すれば、現行の商法四百八十二条によりまして法人格が否定されることになりますので、会社法案の文言をどうするかということ以前に、外国会社においてどのような会社が商法四百八十二条に該当するかどうかを判断できるようにしなければならないということがございます。その不安を払拭することができませんと。

そこで、当省、法務省といたしましては、まず商法四百八十二条と会社法案八百二十一条の共通項である擬似外国会社の解釈、これを明らかにすることが先決であると考えましてこの資料を作成

でしょうが。見直し、それから外国会社法制の法整備をするかどうかというのが第一点目。

それから第三点。そして、その上で、大変な不安を呼んでいるということはまだ間違いないんですね。リスクはあります。先ほど言つたように、どんなに皆さんのが解釈でこうだとか、あるいは運用でこうするとかいうふうに言つても、最終的には裁判所の個々の裁判官がどう判断をするかという司法リスクが残っちゃうんですね。だから、そういうことが残らないように、やはりもう一回、この解釈、運用の指針について法務省として

解説に記載することなどを通じまして、会社法案八百二十一條につきまして、法務省として本日の答弁のとおり解釈を採用する旨を明らかにすることとしたいと思っております。また、必要がござりますれば、各法務局、地方法務局に対する通達におきましても、法務省として、会社法案八百二十二条について、法務省として本日の答弁のとおりの解釈を取つている旨を明らかにすることも検討したいというふうに思つております。

それから三問目でございます。先生御指摘の点は、これは法務省としても非常に重要な問題であるということを認識いたしております。これまで御答弁させていただきました、又は御質問もありました、それらの結果を担当者によります法案解説に記載することなどを通じまして、会社法案八百二十一条につきまして、法務省として本日の答弁のとおり解釈を採用する旨を明らかにすることとしたいと思っております。また、必要がございますれば、各法務局、地方法務局に対する通達におきましても、法務省として、会社法案八百二十二条について、法務省として本日の答弁のとおりの解釈を取つておる旨を明らかにすることも検討したいというふうに思つております。

○築瀬進君 まあ、時間も本当に限られておりましたものでございます。

して残念なんですけれども、一問一答的なやり取りもできませんので、最後に大臣に三点まとめて聞かせていただきたいと思います。端的にお答えください。三十一分までしか僕の時間ないんです

よ。

ということで、まず第一点。私どもは、この大変不安を呼び、もう当初から立法者が解釈に疑義を自分たちが持たれてもしようがないというようなことを自認しているようなこういう欠陥法律は削除すべきですよ。第一点、削除すべきであると思うが、どうか。

それから第二点。これは、国会というのは多勢に無勢という、それは多數決ですからね。そういうことで削除、仮にできなかつたとしても、第二点として、やっぱりこれは見直しの検討をすべきじゃないですか、見直し。見直しの検討をしつかりとしてほしい。また、私は、その見直しの中に、いわゆる、昔と違うんですから、海外からもどんどんどんどん、また日本も海外にどんどん出ていく、国際的な法人がどんどんどんどん海を渡

はどう考へてゐるのか、これをしっかりとやつぱり傍聴に来ていらつしやる皆さんの目の前で明快な御答弁をいただきたい。三番目、これが、解釈、運用の明快な指針を出してほしい、三番目。この一、二、三點、端的にお答えください。

以上です。

○國務大臣(南野知恵子君) 先生のお問い合わせの一問目でございます。会社法案八百二十一條の趣旨は、我が国の会社法制度の脱法行為を防止するというものでござりますから、八百二十一條を削除してしまうと、専ら日本国内でしか事業を行うつもりがない者が、外國法人を利用するだけで我が国の会社法規の規定をすべて無視することがであります。これでは取引先などの債権者や株主の保護を図ることはできませんので、八百二十一條を削除することは甚だ不適当だというふうに考えております。

さらに、二点の見直しということでございますが、日本経済における外国会社の役割は、これは重要なものであると考えております。会社法によります外国会社に対する影響等を観察、観察しながら、今後とも、外国会社に関する法制度の整備の必要性ということに検討してまいりたいという

○委員長(渡辺孝男君) 委員の異動について御報
告いたします。
本日、尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠
として野村哲郎君が選任されました。

○井上哲士君　日本共産党の井上哲士です。
この会社法案　政府、参考人合わせて七回目、
質問に立つことになりました。この間の質疑を通じまして、取締役の権限を強めて経営の自由度を高めるならば、それにふさわしく取締役の責任を強化すること、また、証券市場の規律を高めて監視体制を抜本的に強化することが必要だということを質問をしてまいりました。今日はその上で、さらに、情報開示の必要性について質問をいたします。

西武やコクドの問題、それからカネボウの粉飾決算など、様々な企業不祥事が相次いでおります。こういう不祥事を防止をする上で、企業がその社会的責任を果たしていく上で、コーポレートガバナンスの確立、それから経営の透明性の確立という点は非常に大事であります。また、いったん不祥事を起こした場合に、その再発を防止するという点で、不祥事対策について営業報告書に記載するなど、こういう対策も必要かと思いますが、こういう情報開示の拡大についての大臣の所見、そして、今回の会社法案はどういう手当てがされているのか、まず答弁をお願いします。

○國務大臣(南野知恵子君)　先生にも度々御質問いただき、ありがとうございました。
企業活動の透明性の確保ということについての御質問でございますが、そのためにも取締役が会社の不祥事に対しまして適切な対応策を取ることは重要なことであると認識いたしております。取締役が会社の不祥事に対しまして適切な対応策を取るということを確保するための手段といたしましては、実際の会社の運営の在り方が大切であるということは、これは言うまでもございません。先生御指摘のとおり、対応策を開示することもま

た重要な手段の一つであると考えております。

会社法案におきましては、このような観点から、事業報告などにおける開示事項を充実させていきたいと考えております。事業報告に記載する具体的な事項は法務省令で規定されることになりますが、国会におきます審議やパブリックコメントの結果なども踏まえました上で、例えば内部統制システムの内容などを事業報告を通じて開示させること、これらを考えています。

○井上哲士君 こういう不祥事対策として重要なのが経営者の監督機関たる取締役の構成であります。特に、社外取締役は経営者同士のなれ合いを防ぐために大変重要でありますけれども、これまでの会社法制においては、社外取締役といいましても、親会社、関連企業の役職員が就任することも可能でありまして、独立性に疑問があるということは様々指摘もされてまいりました。例えば、最近、グループの上場会社全体が委員会等設置会社に移行した日立グループの場合は、企業内上場会社十六社で、社外取締役の数の平均が二・八人、そのうち親会社の取締役は二・二人ということがなるわけですね。

今回の法案でもこの点の改善はされてないわけですが、法務省として、真に独立性を持った社外取締役の必要性ということについての認識はいかがでしようか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 元々、取締役会と株主全体の関係を考えまして、取締役会の中に社外取締役を置くべきだという御主張はかねてからありますのであります。そういうことについて、非常にヨーロッパ、アメリカ諸国の中には強い規制が定められておりまして、そういうことについて、社外取締役としてある種の客観的視点を有する外部者を置くというのは、それはそれ自体としては望ましいわけありますし、その意味で独立性が非常に高い取締役、社外取締役を置くといふのは非常に望まれるところであるという面があることは、これはおっしゃるとおりであります。

ただ、逆にしかし、取締役というのは会社全体の運営を決めるという側面もあるわけでありまして、その意味でいうと、やはり経営能力みたいなものも当然のことながら必要であります。その企業の業務内容や経営というものにどの程度精通するか、あるいは、一般的にそういうことにどういうぐらい精通するかということを抜きに、単に独立しているということだけで評価ができるものではないという側面も、これは反面としてあるわけであります。

加えまして、我が国の法制度では、ガバナンスの確保の趣旨として、社外取締役に限らず、半数以上の社外監査役を構成員とする監査役会等の制度もございますので、こういう制度の存在というのも併せて考えなければならないわけであります。

したがいまして、一般論として、独立性の高い社外取締役の有用論というのは、これは確かに一定の理由があることだらうというふうに考えていいわけでございますけれども、それぞれの企業においてどこまで独立性が高く社外的でなければいけないかという、一律に決めるのはなかなか難しいといふことがあります。

殊に、現段階、我が国における現段階をどういう段階であるかと見るかといいますと、この議論が始まりましてからまだ多少歴史が浅いというところも否定できません。社外取締役そのものが平成十三年の立法によって設けられたもので、平成十四年の五月に施行されたばかりでありますのであります。そういう意味から、もう少しこの社外取締役の現状を見極めた上で、更にどういう在り方が適当かといふことを検討していく、こういうプロセスになることがあります。

○井上哲士君

確かに、一律に現段階で基準を決めるのがどうなのかというの議論はあるでしょ

う。しかし問題は、株主が選任権を行使するに当たつて、総会に提案をされている社外取締役の独立性というものをきちんと判断できるだけの情報が開示をされているのかということだと思います。されど、この社外取締役候補が当該会社との取引関係にあるのかとということについても、多くの総会では僅少とか、この程度の情報しか提供されないわけで、この社外取締役の独立性、客観性を判断をするだけの情報が欠いているということがいろいろ指摘をされているわけです。

こういう社外取締役の独立性に関する情報の開示を広げていくことの重要性についてははどういう認識でしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、今申し上げたとおり、法律で一律に決める条件というのではなくかなか難しいところがございますので、やはりそれがその会社でそれぞれの会社に見合った社外性あるいは独立性というものを判断なされるということが重要であります。その意味では、今議員がおっしゃったようなこの社外取締役の選任に当たりての開示、情報開示というのが大変に重要な立場の開示であります。

会社法案の三百一一条で、参考書類に係る省令において社外取締役に関する開示事項を定めるということを予定をいたしておりますが、ここには独立性に関する事項を含めて開示させるという方向で今検討をしているところでございます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 取締役の報酬についての現在の規定ぶりでございますが、現在の商法では、取締役の報酬開示について、それぞれ取締役別の報酬を開示するということを義務付けてはおりません。営業報告書による取締役の報酬開示も責任限定に関する定款の定めや契約を締結する場合のみでございまして、これらは商法施行規則の中で決まっているわけでございますけれども、

具体的に申し上げますと、社外取締役としての独立性のポイントといたしまして、親会社、関連会社、主要な取引先の業務執行者かどうか、あるいは取締役業務以外の業務の委託関係がどのようなものであるか、あるいは過去のその会社における活動状況、あるいはほかの会社における活動状況、社外取締役としてどの程度経験があるかというようなことを含めまして、十分に分かるということはそれぞれの会社で御判断になる部分もござりますけれども、一定の水準というのはこれで

また、実務が実際どうなっているかでございますけれども、個別に開示している例は極めてまれだということに私どもは承知をいたしておりま

す。企業の関係者にお伺いいたしますと、やはりプライバシーの保護とかほかの会社との比較を避けたいというような考慮があるようでございます。新聞報道によりまして、全員を開示するの

は全く、一社もないという状況に現在はなっています。新規開示を進めたい立場を取っておられまして、ア

最終的にはパブリックコメントにかける事項でございます。

○井上哲士君

あのエンロン事件を契機にアメリ

カでも社外取締役の独立性が議論になりました。その実態が問われるようになつております。今、省令でとすることもありましたけれども、例え

メリカにおいては、SECのレギュレーションにおいて、役員の報酬につきましては、直近の事業年度中に最高執行役員、CEOであつた者、報酬額の十万ドルを超える上位の四名などについて個別の報酬開示の義務付けをいたしております。

また、イギリスにおきましても、八五年の会社法の附則において、取締役の受領した報酬の総額、ストックオプションの金額、それから長期インセンティブ計画の下で受領した金額の合計額が二十万ポンド、約三千万円でございますが、これを超える最も高額な報酬を受けた取締役について個別の開示をしておりますし、上場規則においても少し進んだ開示を求めているところもございます。

なお、フランスとかドイツにおきましては、それぞれの商法典ないしは法律において規制を置いているところでございますが、フランスにおいては、取締役の構成員に対する報酬額と子会社の報酬額を個別に株主総会に提出する報告書に記載することの義務付けが行われておりますし、ドイツにおいては、これに対しまして報酬開示というの義務付けていないという、こういうことになっています。

○井上哲士君 今回の会社法案で株主が取締役を評価できますのは、選任、解任、報酬の決定といふことに限られるわけです。特に、選任に当たつての個別報酬という問題は非常に重要な情報の一つであるわけですね。全体として、最初に申し上げましたけれども、経営の自由度などを高めていくという点からいいますと、取締役の責任の強化、またコーポレートガバナンスという観点から、一定規模以上の会社などについてはこういう個別報酬の開示も何らかの義務付けをするべきではないかと考えますけれども、この点最後お聞きをいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほども申しましたとおり、この点を含めて情報開示というのは非常に重要な問題であるという意識は持っているところでございます。

ただ、この報酬の問題につきましては、先ほど実務界の反応ということで申し上げましたとおり、それぞれの取締役のプライバシーの問題あるいはほかの会社との比較の問題等がありまして、いかなか実務界からは消極的な姿勢も一定程度示されているところでございまして、現時点ではなかなかこの会社との比較の問題等がありまして、いかなか実務界からは消極的な姿勢も一定程度示されています。

されど、個別の開示をしておりますし、上場規則においても少し進んだ開示を求めているところもございます。

なお、フランスとかドイツにおきましては、それその個別の問題もありますので、いろいろと検討はしてまいりたいと考えております。

なお、会社法案の下においては、四百三十五条の二項に基づく省令においては、報酬開示を強化するという観点から、事業報告によって直接開示することを義務付けた上で、社外取締役等の報酬についての分離開示あるいは任意の個別報酬開示にも対応した規定を整備してまいりたいと、こういうふうには思っております。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 他に御発言もないようで、千葉景子君、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

会社法案の修正について千葉景子君から発言を求めておりますので、この際、これを許します。

○千葉景子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、会社法案に対し修正の動議を提出いたしました。

文のとおりでございます。

第一は、擬似外国会社についてです。

会社法案の第八百二十二条は、「日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続

してすることができない」、この「規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帶して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う」と規定しております。

この条文をめぐって、親会社を外国に持ち日本で営業している外資系証券会社を始めとする外国企業が擬似外国会社と認識され、日本で営業できなくなるとの懸念が広まっています。条文に従えれば、擬似外国会社と認定されば、取引先への債務弁済責任は法人とともに従業員個人が負うことになってしまいます。

法務省や金融庁は、現行の商法で認められ既に日本で活動している会社は擬似外国会社に当たらぬと答弁していますが、擬似外国会社に当たるかどうかを最終的に判断するのは裁判所であり、司法リスクが残ってしまいます。

こうしたことから、外国企業が日本での営業をちゅうちょし、撤退を余儀なくされるばかりでなく、新たな企業の日本進出を阻んでしまうおそれがあります。

また、近年我が国では、資産担保証券の発行を通じた資金調達が盛んになってきており、資産の保有や証券の発行を行う主体として外国に特別目会社、SPCを設置する金融取引スキームが多く見られます。我が国の資産担保証券市場が膨らんでおり、擬似外国会社の取引を排除する規定を設けることでこうした金融取引スキームの大幅な組替えが必要になり、とりわけ中小企業への融資に支障を来すことが懸念されます。

したがつて、本修正案では、擬似外国会社に関する疑惑が残る第八百二十二条を削除することいたしました。

会社法案第九百七十九条は、第八百二十二条は、過料についてです。

会社法案第九百七十九条は、第八百二十二条の規定に違反して取引した者に対し、会社の設立の登録免許税の額に相当する過料に処することを規定しておりますが、さきに申し述べたとおり、擬似外国会社に関する規定を削除いたします。

以上が民主党・新緑風会の修正案の提案理由でございます。

○委員長(渡辺孝男君) これより両案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上哲士君 日本共産党を代表して、会社法案に反対の討論を行います。

反対の第一は、本法案が取締役会の経営の自由度を高める一方で、その責任を軽減し、会社経営に対する監視機能を弱体化するものだからであります。

会社法案では、資本配当規制など様々な規制を一層緩和するとともに、取締役会の決議のみで行える簡易再編行為の要件を緩和し、配当の決定権を株主総会から取締役会に移すなど、経営の自由度を大幅に高めています。ところが、これまで無過失責任だった取締役等の責任を過失責任とするなど、経営者責任、監視機能は弱体化しています。

経営者の責任強化、経営の透明性拡大など、牽制手段の強化なしに経営の自由を一方的に拡大することは、違法配当、粉飾決算など不正行為の温床になりかねません。JR西日本の事故、コクド・西武鉄道問題など、企業犯罪が頻発する今日において、経営者の責任強化と透明性を高め、労働者、国民による監視、監督の強化こそ求められています。

第二は、本法案が企業再編を大幅に自由化しますが、企業グループとして責任を負う法整備のないまま企業再編の自由だけを拡大すれば、債権者、労働者などの保護が不十分になるからです。

欧米では、企業グループは一体で活動する以上、企業グループで責任を取るということが当然ですが、日本ではそれがないため、企業再編によつて経営の失敗を労働者、債権者、地域に押し付けるということが横行しており、本法案によつ

て拍車が掛かるることは明らかです。

今日では一体として活動する企業グループには実態に即して責任を取らせる企業結合法制の整備が不可欠ですが、会社法典では完全に見送られました。

第三は、有限会社制度の廃止が中小企業に新たな負担をもたらすだけでなく、中小企業経営者や国民の間に混乱を招くおそれがあるからです。

有限会社制度の廃止は、計算書類の報告義務などの中小企業に新たな負担をもたらすことになります。中小非公開会社と大規模公開会社という実態が相当違う企業を別々の会社形態で規制してきたのは当然です。会社法典における株式会社のように、自由度があり過ぎて中小企業が会社運営上で違法か否かの線引きの判断に悩む制度は、中小企業を対象とする会社制度としてふさわしくありません。また、一般国民にとって、名前を見ればどんな会社が分かるということは経済生活を行う上で重要と考えます。

なお、会社法典八百二十二条について法務省の解釈と条文に乖離があるのは事実ですが、擬似外国会社による会社法の脱法行為を防ぐこと自身は必要であり、八百二十二条を削除する民主党修正案には賛成はできません。

以上申し上げまして、討論といたします。

○大久保勉君 私は、民主党・新緑風会を代表して、民主党・新緑風会提出の会社法典に対する修

正案に賛成する立場で討論を行います。会社法典の第八百二十二条は、日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社を擬似外国会社と定義し、日本国内で継続して営業できないと規定しています。参議院における法案審議の中で、この条文が日本で活動する外資系証券会社等に大きな影響を与えることが明らかになりました。

日本で活動する外資系証券会社の大半がケイマ

ン諸島や香港等に登記上の会社本店を置き、ほと

んどの営業活動を日本支店が行っています。条文

を文字どおり読めば、これらの会社は擬似外国会

社に当たり、営業を続けられないと解釈され、日本撤退を迫られるとの懸念が広まるのは当たり前のことになります。

法務省や金融庁は、現行法の商法で認められない可能性が高いと説明していますが、擬似外

国会社に当たるかどうかは最終的に判断するのは裁判所であり、擬似外国会社と認定され取引相手から契約の無効を訴えられる等の訴訟リスクは否

定できません。

擬似外国会社と認定されないように新しく日本

国内に株式会社を設立しようとしても、資産を移

転する際の消費税やその他の税の負担、既存取引

の切替えなど多大なコストが発生し、日本撤退を

選択せざるを得なくなるおそれがあります。これ

では、海外企業の日本進出を促進しようとする政

府の方針に逆行すると取られないでしょうか。今

月十日にロンドンで行われた日米財務相会談の中

で米国側が擬似外国会社について懸念を表明し、

日本政府に何らかの対応を求めていますが、こう

した指摘を真摯に受け止めるべきであります。

政府は、擬似外国会社による商取引の規制は課

税逃れを目的にした外国での会社設立を防止する

ための条文であると説明しましたが、こう

防止するには税務上で規制することが適当である

と考えます。

また、擬似外国会社に当たる懸念があるのは外

資系企業ばかりではありません。近年、我が国で

は、資産担保等の発行を通じた資金調達が盛んになってきており、資産の保有や証券の発行を行う

言われており、擬似外国会社の取引を排除する規定を設けることでこうした金融取引スキームの大枠な組替えが必要となり、とりわけ中小企業への融資に支障を来すことが懸念されます。平成十四年度におけり日本の資産担保証券市場は八兆円を超えたとされています。千葉景子君は、ただいま可決されました会社法典に対し、自由民主党・民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

会社法典に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法が、我が国の経済社会において会社が果たす役割の重要性にかんがみ、その利用者の視点に立った規律の見直し、経営の機動性

明していますが、法律はだれが読んでも意味が明確に分かるのが本来の姿で、それを国会答弁や政省令で補足することは容認できませんし、問題をあいまいにしたままでは国際的な理解も得られません。

こうした理由から、擬似外国会社に関する懸念による無用の混乱を引き起こさないために、擬似外国会社に関する条文を削除することが最善の策であると考えます。

委員各位の御理解、御賛同をお願いして、私の賛成討論を終わります。

○委員長（渡辺孝男君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより会社法典について採決に入ります。

まず、千葉君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（渡辺孝男君） 少数と認めます。よつて、千葉君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（渡辺孝男君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました会

社法典に対し、自由民主党・民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

会社法典に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ

いて格段の配慮をすべきである。

一 本法が、我が国の経済社会において会社が果たす役割の重要性にかんがみ、その利用者の視点に立った規律の見直し、経営の機動性

及び柔軟性の向上、経営の健全性の確保等の観点から、会社に係る様々な制度を抜本的かつ体系的に見直し、企業の多様なニーズへの対応を可能とした趣旨を踏まえ、各会社において、それぞれの実情に即した適切な管理運営の在り方を選択することができるよう、本

法の内容の周知徹底を図ることをはじめとして、適切な措置を講ずること。

二 株主総会の招集地に関する規定の変更につ

いては、株主総会が株主の権利行使の重要な一局面であることにかんがみ、その招集に当たって、株主の利便性を損なう故意的な招集の決定がされることがないよう、株主総会による招集通知の記載事項の在り方等について適切な措置を講ずること。

三 会社に対する取締役の責任を原則として過失責任に再編成することに伴い、会社財産の流出を防止し、株主や会社債権者を保護する

という観点から、会社内部で適正なコードの在り方について見直しを行うこと。

四 破産手続開始の決定を受け復権していない者を取締役として選任することを許容することについては、そのような者に再度の経済的再生の機会を与えるという目的について十分な理解が得られるよう、その趣旨の周知徹底に努めること。

五 株主による取締役の直接の監視機能として、定期的に取締役の改選手続を行うことが重要であることにかんがみ、取締役の任期の在り方については、今後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じ、その見直しを検討すること。

六 拒否権付株式等、経営者の保身に濫用される可能性のある種類株式の発行については、その実態を見ながら、必要に応じ、これを制限するなどの法的措置も含め、検討を行うこ

七 企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任の在り方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。

八 株主代表訴訟の制度が、株主全体の利益の確保及び会社のコンプライアンスの維持に資するものであることにかんがみ、今回の見直しにより、この趣旨がより一層実効的に実現されるよう、制度の運用状況を注視し、必要があれば、当事者適格の見直しなど、更なる制度の改善について、検討を行うこと。

九 類似商号規制の廃止については、その運用状況を注視し、必要があれば、既存の商号に対する簡易な救済制度の創設を含め、対応措置を検討すること。

十 会社設立時の出資額規制の撤廃については、企業家のモラル低下、会社形態を悪用したペーパーカンパニーの濫立、会社設立後の活動資金不足などの問題が生じることのないよう注視し、必要があれば、対応措置を検討すること。

十一 会計参与制度の創設については、会計参与が主として中小会社における計算の適正の確保に資する任意設置の機関として設けられた趣旨を踏まえ、制度の周知徹底に努めること。

十二 有限会社制度が廃止されることに伴い、既存の有限会社が新しい株式会社や新たに創設される合同会社等に移行するに当たり、不利益を被らないよう配慮し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

十三 合同会社制度については、今後の利用状況を観察し、株式会社の計算等に係る規制を逃れるために株式会社から合同会社への組織

変更等が顕在化した場合は、必要に応じ、その計算に関する制度の在り方にについて、見直しを検討すること。

十四 合同会社に対する課税については、会社の利用状況、運用実態等を踏まえ、必要があれば、対応措置を検討すること。

十五 外国会社による我が国への投資が、我が国経済に対してこれまで果してきた役割の重要性及び当該役割が今後も引き続き不可欠なものとして期待される点にかんがみ、会社法第八百二十二条に關して、その法的確実性を担保するために、次の諸点について、適切な措置を講ずること。

1 同条は、外国会社を利用した日本の会社法の脱法行為を禁止する趣旨の規定であり、既存の外国会社及び今後の我が国に対する外国会社を通じた投資に何ら影響を与えるものではないことについて、周知徹底を図ること。

2 同条は、外国の事業体に対し、特定の形態を制限し又は要求する趣旨のものではないことについて、周知徹底を図ること。

十六 会社法第八百二十二条について、本法施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討すること。右決議する。

以上でございます。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺孝男君) 多数と認めます。よつて、千葉君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、南野法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。南野法務大臣。

○國務大臣(南野知恵子君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。
ありがとうございました。

○委員長(渡辺孝男君) 次に、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺孝男君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十一分散会

〔参考〕

会社法案に対する修正案

会社法案の一部を次のように修正する。
第八百二十二条を次のように改める。

第八百二十二条 削除

第九百七十九条第二項中「又は第八百二十二条第一項」を削る。